

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令及び行政手続法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文 (抄)

○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令 (昭和六十一年政令第九十五号) (抄) (第一条 関係)

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現行
<p>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令</p> <p>(法第四条第一項第一号の政令で定める業務)</p> <p>第一条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律 (以下「法」という。) 第四条第一項第一号の政令で定める業務は、港湾労働法 (昭和六十三年法律第四十号) 第二条第一号に規定する港湾以外の港湾で港湾運送事業法 (昭和二十六年法律第六十一号) 第二条第四項に規定するもの (第三号において「特定港湾」という。) において、他人の需要に応じて行う次に掲げる行為に係る業務とする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>(法第三十五条の三第一項の政令で定める業務等)</p> <p>第四条 法第三十五条の三第一項の政令で定める業務は、次のとおりとする。</p>	<p>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令</p> <p>(法第四条第一項第一号の政令で定める業務)</p> <p>第一条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律 (以下「法」という。) 第四条第一項第一号の政令で定める業務は、港湾労働法 (昭和六十三年法律第四十号) 第二条第一号に規定する港湾以外の港湾で港湾運送事業法 (昭和二十六年法律第六十一号) 第二条第四項に規定するもの (第三号において「特定港湾」という。) において、他人の需要に応じて行う次に掲げる行為に係る業務とする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>(新設)</p>

- 一 電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計若しくは保守（これらに先行し、後続し、その他これらに関連して行う分析を含む。）又はプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。第十七号及び第十八号において同じ。）の設計、作成若しくは保守の業務
- 二 機械、装置若しくは器具（これらの部品を含む。以下この号及び第十八号において「機械等」という。）又は機械等により構成される設備の設計又は製図（現図製作を含む。）の業務
- 三 電子計算機、タイプライター又はこれらに準ずる事務用機器（第十七号において「事務用機器」という。）の操作の業務
- 四 通訳、翻訳又は速記の業務
- 五 法人の代表者その他の事業運営上の重要な決定を行い、又はその決定に参画する管理的地位にある者の秘書の業務
- 六 文書、磁気テープ等のファイリング（能率的な事務処理を図るために総合的かつ系統的な分類に従つてする文書、磁気テープ等の整理（保管を含む。）をいう。以下この号において同じ。）に係る分類の作成又はファイリング（高度の専門的な知識、技術又は経験を必要とするものに限る。）の業務
- 七 新商品の開発、販売計画の作成等に必要な基礎資料を得るためにする市場等に関する調査又は当該調査の結果の整理若しくは分析の業務
- 八 貸借対照表、損益計算書等の財務に関する書類の作成その他財務の処理の業務
- 九 外国貿易その他の対外取引に関する文書又は商品の売買その他

- の国内取引に係る契約書、貨物引換証、船荷証券若しくはこれらに準ずる国内取引に関する文書の作成（港湾運送事業法第二条第一項第一号に掲げる行為に附帯して行うもの及び通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）第二条第一号に規定する通関業務として行われる同号ロに規定する通関書類の作成を除く。）の業務
- 十 電子計算機、自動車その他その用途に応じて的確な操作をするためには高度の専門的な知識、技術又は経験を必要とする機械の性能、操作方法等に関する紹介及び説明の業務
- 十一 旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十一第一項に規定する旅程管理業務（旅行者に同行して行うものに限る。）若しくは同法第四条第一項第四号に規定する企画旅行以外の旅行の旅行者に同行して行う旅程管理業務に相当する業務（以下この号において「旅程管理業務等」という。）、「旅程管理業務等に付随して行う旅行者の便宜となるサービスの提供の業務（車両、船舶又は航空機内において行う案内の業務を除く。）又は車両の停車場若しくは船舶若しくは航空機の発着場に設けられた旅客の乗降若しくは待合いの用に供する建築物内において行う旅行者に対する送迎サービスの提供の業務
- 十二 建築物又は博覧会場における来訪者の受付又は案内の業務
- 十三 科学に関する研究又は科学に関する知識若しくは科学を応用した技術を用いて製造する新製品若しくは科学に関する知識若しくは科学を応用した技術を用いて製造する製品の新たな製造方法の開発の業務（第一号及び第二号に掲げる業務を除く。）
- 十四 企業等がその事業を実施するために必要な体制又はその運営方法の整備に関する調査、企画又は立案の業務（労働条件その他

の労働に関する事項の設定又は変更を目的として行う業務を除く。

十五 書籍、雑誌その他の文章、写真、図表等により構成される作品の制作における編集の業務

十六 商品若しくはその包装のデザイン、商品の陳列又は商品若しくは企業等の広告のために使用することを目的として作成するデザインの考案、設計又は表現の業務（次条第六号に掲げる業務を除く。）

十七 事務用機器の操作方法、電子計算機を使用することにより機能するシステムの使用方法又はプログラムの使用方法を習得させるための教授又は指導の業務

十八 顧客の要求に応じて設計（構造を変更する設計を含む。）を行う機械等若しくは機械等により構成される設備若しくはプログラム又は顧客に対して専門的知識に基づく助言を行うことが必要である金融商品（金融商品の販売等に関する法律（平成十二年法律第一百一号）第二条第一項に規定する金融商品の販売の対象となるものをいう。）に係る当該顧客に対して行う説明若しくは相談又は売買契約（これに類する契約で同項に規定する金融商品の販売に係るものを含む。以下この号において同じ。）についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくは売買契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務

2 法第三十五条の三第一項の政令で定める場合は、法第二十三条第一項に規定する派遣元事業主が労働者派遣に係る法第三十五条の三第一項に規定する日雇労働者（以下この項において「日雇労働者」という。）の安全又は衛生を確保するため必要な措置その他の雇用

管理上必要な措置を講じている場合であつて次の各号のいずれかに該当するときは、

- 一 当該日雇労働者が六十歳以上の者である場合
- 二 当該日雇労働者が学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条、第二百二十四条又は第三百三十四条第一項の学校の学生又は生徒（同法第四条第一項に規定する定時制の課程に在学する者その他厚生労働省令で定める者を除く。）である場合
- 三 当該日雇労働者及びその属する世帯の他の世帯員について厚生労働省令で定めるところにより算定した収入の額が厚生労働省令で定める額以上である場合

（法第四十条の二第一項第一号の政令で定める業務）

第五条 法第四十条の二第一項第一号の政令で定める業務は、前条第一項各号に掲げる業務及び次に掲げる業務とする。

（削る）

（削る）

- 一 （略）
- 二 （略）

（法第四十条の二第一項第一号の政令で定める業務）

第四条 法第四十条の二第一項第一号の政令で定める業務は、次のとおりとする。

- 一 電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計若しくは保守（これらに先行し、後続し、その他これらに関連して行う分析を含む。）又はプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。第二十三号及び第二十五号において同じ。）の設計、作成若しくは保守の業務
- 二 機械、装置若しくは器具（これらの部品を含む。以下この号及び第二十五号において「機械等」という。）又は機械等により構成される設備の設計又は製図（現図製作を含む。）の業務

- 三 （略）
- 四 （略）

(削る)

五 電子計算機、タイプライター、テレックス又はこれらに準ずる事務用機器(第二十三号において「事務用機器」という。)の操作の業務

(削る)

六 通訳、翻訳又は速記の業務

(削る)

七 法人の代表者その他の事業運営上の重要な決定を行い、又はその決定に参画する管理的地位にある者の秘書の業務

(削る)

八 文書、磁気テープ等のファイリング(能率的な事務処理を図るために総合的かつ系統的な分類に従つてする文書、磁気テープ等の整理(保管を含む。)をいう。以下この号において同じ。)に係る分類の作成又はファイリング(高度の専門的な知識、技術又は経験を必要とするものに限る。)の業務

(削る)

九 新商品の開発、販売計画の作成等に必要な基礎資料を得るためにする市場等に関する調査又は当該調査の結果の整理若しくは分析の業務

(削る)

十 貸借対照表、損益計算書等の財務に関する書類の作成その他財務の処理の業務

(削る)

十一 外国貿易その他の対外取引に関する文書又は商品の売買その他の国内取引に係る契約書、貨物引換証、船荷証券若しくはこれらに準ずる国内取引に関する文書の作成(港湾運送事業法第二条第一項第一号に掲げる行為に附帯して行うもの及び通関業法(昭和四十二年法律第二百二十二号)第二条第一号に規定する通関業務として行われる同号に規定する通関書類の作成を除く。)の業務

(削る)

十二 電子計算機、自動車その他その用途に応じて的確な操作をするためには高度の専門的な知識、技術又は経験を必要とする機械

(削る)

三 (略)  
四 (略)

五 建築物に設けられ、又はこれに附属する駐車場の管理の業務その他建築物に出入りし、勤務し、又は居住する者の便宜を図るために当該建築物に設けられた設備（建築設備を除く。）であつて当該建築物の使用が効率的に行われることを目的とするものの維持管理の業務（第三号に掲げる業務を除く。）

(削る)

(削る)

の性能、操作方法等に関する紹介及び説明の業務

十三 旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十

一 第一項に規定する旅程管理業務（旅行者に同行して行うものに限る。）若しくは同法第四条第一項第四号に規定する企画旅行以外の旅行の旅行者に同行して行う旅程管理業務に相当する業務（以下この号において「旅程管理業務等」という。）  
（旅程管理業務等に付随して行う旅行者の便宜となるサービスの提供の業務）  
（車両、船舶又は航空機内において行う案内の業務を除く。）  
（又は車両の停車場若しくは船舶若しくは航空機の発着場に設けられた旅客の乗降若しくは待合いの用に供する建築物内において行う旅行者に対する送迎サービスの提供の業務）

十四 (略)  
十五 (略)

十六 建築物又は博覧会場における来訪者の受付又は案内の業務、建築物に設けられ、又はこれに附属する駐車場の管理の業務その他建築物に出入りし、勤務し、又は居住する者の便宜を図るために当該建築物に設けられた設備（建築設備を除く。）であつて当該建築物の使用が効率的に行われることを目的とするものの維持管理の業務（第十四号に掲げる業務を除く。）

十七 科学に関する研究又は科学に関する知識若しくは科学を応用した技術を用いて製造する新製品若しくは科学に関する知識若しくは科学を応用した技術を用いて製造する製品の新たな製造方法の開発の業務（第一号及び第二号に掲げる業務を除く。）

十八 企業等がその事業を実施するために必要な体制又はその運営方法の整備に関する調査、企画又は立案の業務（労働条件その他

(削る)

(削る)

六 (略)

七 (略)

(削る)

八 (略)

(削る)

九 (略)

の労働に関する事項の設定又は変更を目的として行う業務を除く。

十九 書籍、雑誌その他の文章、写真、図表等により構成される作品の制作における編集の業務

二十 商品若しくはその包装のデザイン、商品の陳列又は商品若しくは企業等の広告のために使用することを目的として作成するデザインの考案、設計又は表現の業務（次号に掲げる業務を除く。）

二十一 (略)

二十二 (略)

二十三 事務用機器の操作方法、電子計算機を使用することにより機能するシステムの使用方法又はプログラムの使用方法を習得させるための教授又は指導の業務

二十四 (略)

二十五 顧客の要求に応じて設計（構造を変更する設計を含む。）を行う機械等若しくは機械等により構成される設備若しくはプログラム又は顧客に対して専門的知識に基づく助言を行うことが必要である金融商品（金融商品の販売等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第二条第一項に規定する金融商品の販売の対象となるものをいう。）に係る当該顧客に対して行う説明若しくは相談又は売買契約（これに類する契約で同項に規定する金融商品の販売に係るものを含む。以下この号において同じ。）についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくは売買契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務

二十六 (略)

十 水道法（昭和三十三年法律第七十七号）第三条第八項に規定する水道施設の消毒設備その他の設備、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道若しくは同条第五号に規定する都市下水路の消化設備その他の設備若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百七十七号）第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設（同項に規定するごみ処理施設にあつては、一日当たりの処理能力が十トン以上のものに限る。）の焼却設備その他の設備の運転、点検若しくは整備の業務（高度の専門的な知識、技術又は経験を必要とする運転、点検又は整備の業務に限る。）又は非破壊検査用の機器の運転、点検若しくは整備の業務

（労働基準法を適用する場合の読替え）

第六条 法第四十四条の規定により同条第一項に規定する派遣中の労働者（次条において「派遣中の労働者」という。）の法第二十三条の二に規定する派遣就業（次条において「派遣就業」という。）に關し労働基準法の規定を適用する場合における法第四十四条第六項の規定による労働基準法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読替えに係る労働基準法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十二条の規定	使用者	使用者は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保
四の二		

（新設）

（労働基準法を適用する場合の読替え）

第五条 法第四十四条の規定により同条第一項に規定する派遣中の労働者（次条において「派遣中の労働者」という。）の法第二十六条第一項第二号に規定する派遣就業（次条において「派遣就業」という。）に關し労働基準法の規定を適用する場合における法第四十四条第六項の規定による労働基準法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読替えに係る労働基準法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十二条の規定	使用者	使用者は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就
四の二		

(略)	(略)	護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第四十四条第二項の規定により同条第一項に規定する派遣先の事業（以下単に「派遣先の事業」という。）の第十条に規定する使用者とみなされる者
(略)	(略)	
(略)	(略)	

(労働安全衛生法等を適用する場合の読替え等)

第七条 法第四十五条の規定により法第四十四条第一項に規定する派遣先の事業（以下この条において「派遣先の事業」という。）に關し労働安全衛生法の規定を適用する場合における法第四十五条第十七項の規定による労働安全衛生法の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第五條第二項	前項	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第四十五条第八項の規定
読替えに係る労働安全衛生法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句

(略)	(略)	業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第四十四条第二項の規定により同条第一項に規定する派遣先の事業（以下単に「派遣先の事業」という。）の第十条に規定する使用者とみなされる者
(略)	(略)	
(略)	(略)	

(労働安全衛生法等を適用する場合の読替え等)

第六条 法第四十五条の規定により法第四十四条第一項に規定する派遣先の事業（以下この条において「派遣先の事業」という。）に關し労働安全衛生法の規定を適用する場合における法第四十五条第十七項の規定による労働安全衛生法の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第五條第二項	前項	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第四十五条第
読替えに係る労働安全衛生法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句

(略)	(略)	により適用される前項
-----	-----	------------

2 前項に定めるもののほか、法第四十五条の規定により労働安全衛生法の規定を適用する場合における同条第十七項の規定による同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読替えに係る労働安全衛生法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十一条第二項	前項	前項（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第四十五条第十五項の規定により適用される場合を含む。）
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

3～5 (略)  
 (じん肺法を適用する場合の読替え)

第八条 (略)

2 前項に定めるもののほか、法第四十六条の規定によりじん肺法の規定を適用する場合における同条第十四項の規定による同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	八項の規定により適用される前項
-----	-----	-----------------

2 前項に定めるもののほか、法第四十五条の規定により労働安全衛生法の規定を適用する場合における同条第十七項の規定による同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読替えに係る労働安全衛生法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十一条第二項	前項	前項（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第四十五条第十五項の規定により適用される場合を含む。）
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

3～5 (略)  
 (じん肺法を適用する場合の読替え)

第七条 (略)

2 前項に定めるもののほか、法第四十六条の規定によりじん肺法の規定を適用する場合における同条第十四項の規定による同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

項第二号	第十二条第二	法の規定	読替えに係る 作業環境測定 法の規定
項	第四条第一	読み替えら れる字句	読み替えら れる字句
	第四条第一項（労働者派遣事業の 適正な運営の確保及び派遣労働者	読み替える字句	読み替える字句

（作業環境測定法を適用する場合の読替え）

第九条 法第四十七条の規定により作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）の規定を適用する場合における同条第三項の規定による同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（略）	（略）	（略）	（略）
		第十八条第一 項	第十八条第一 及び第十六 条の二第二 項において 準用する場 合
		第十八条第一 項	第十八条第一 及び第十六 条の二第二 項において 準用する場 合 （以下「労働者派遣法」という。 ）第四十六条第一項及び第六項の 規定により適用される場合を含む 。において準用する場合並びに 労働者派遣法第四十六条第一項及 び第六項の規定により適用される 場合

項第二号	第十二条第二	法の規定	読替えに係る 作業環境測定 法の規定
項	第四条第一	読み替えら れる字句	読み替えら れる字句
	第四条第一項（労働者派遣事業の 適正な運営の確保及び派遣労働者	読み替える字句	読み替える字句

（作業環境測定法を適用する場合の読替え）

第八条 法第四十七条の規定により作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）の規定を適用する場合における同条第三項の規定による同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（略）	（略）	（略）	（略）
		第十八条第一 項	第十八条第一 及び第十六 条の二第二 項において 準用する場 合
		第十八条第一 項	第十八条第一 及び第十六 条の二第二 項において 準用する場 合 （以下「労働者派遣法」という。 ）第四十六条第一項及 び第六項の規定により適用される 場合を含む。において準用する 場合並びに労働者派遣法第四十六 条第一項及び第六項の規定により 適用される場合

第十條 (手数料の額) (略)	(略)	
	(略)	
	(略)	の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第四十七条第一項の規定により適用される場合を含む。）
第九條 (手数料の額) (略)	(略)	
	(略)	
	(略)	の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第四十七条第一項の規定により適用される場合を含む。）